

インドネシア産バナナネモグリセンチュウ寄主植物に係る緊急の暫定措置の
実施について

1. 経緯

- (1) 検疫有害動物であるバナナネモグリセンチュウについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2の7項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該害虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 本年2月、本線虫に係る所定の検疫措置要件を満たした旨が追記されたインドネシアの検査証明書を添付し、我が国に輸入されたアンスリューム (*Anthurium* spp.) 苗から、当該線虫を検出。
- (3) このため、インドネシア側で植物検疫措置が適切に実施されているかについて、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行い確認することとし、本線虫の侵入防止の徹底を図ることが必要。

2. 緊急の暫定措置

緊急の暫定措置として、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査において以下の対応を実施。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてインドネシアから輸入される、規則別表1の2の7項に掲げる植物

(2) 対応を行う期間

令和2年9月4日から当面の間

(3) 検定

① 栽培の用に供する植物

輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号。以下「規程」という。）別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施

② 栽培の用に供しない植物

規程別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行い、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施